

関係事業主 殿

(一社)更埴労働基準協会
会長 依田 穂積

職長教育(製造業)開催のご案内

労働安全衛生法第60条においては、事業場で新たに職長等の現場監督者に就くことになった者に対して、事業者は法定の安全衛生教育である「職長教育」を行わなければならないこととされています。(注1～2参照)

この度、当協会では事業主に替わって、下記により法令に基づく製造業の「職長教育」を開催することといたしましたので、ご活用いただきますようご案内申し上げます。尚、今回は建設業の企業の皆様は対象外です。

(注1) 教育対象業種:6業種 (労働安全衛生法施行令第19条)

① 建設業

② 製造業 ただし、次に掲げるものを除く。

イ タバコ製造業

ロ 繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く)

ハ 衣服その他の繊維製品製造業

ニ 紙加工品製造業(セロハン製造業を除く)

③ 電気業 ④ ガス業 ⑤ 自動車整備業 ⑥ 機械修理業

(注2) 「職長」とは、「作業中の労働者を直接指導・監督する者」と定められています。

したがって、事業場によって、監督、班長、リーダー、作業長等、様々な名称がありますが、職場で労働者の作業の進め方等の指揮・命令する立場に就く人が対象となります。

記

1 講習の日時・場所・定員

(1) 開催日時 令和8年12月10日(木)・11日(金)

午前8時40分からの受付となります。

(2) 会場 千曲市総合観光会館 千曲市上山田温泉2-12-10

(3) 定員 40名

2 受講料及びテキスト代(消費税を含む)

(1)受講料	更埴及び各地区労働基準協会会員事業1名	10,000円(+消費税1,000円)計 11,000円
	上記以外の事業場	1名 12,000円(+消費税1,200円)計 13,200円

(2)テキスト代	「職長の安全衛生テキスト」	1冊	1,000円(+消費税100円)計 1,100円
----------	---------------	----	--------------------------

合計	会員	12,100円	非会員	14,300円
----	----	---------	-----	---------

3 講習カリキュラム（都合によりカリキュラム及び講師が変更することがあります）

月 日	講 習 科 目	時 間	講 師
12月10日	オリエンテーション	8:55～	社会保険労務士 ばば事務所 代表 馬場 孝幸 氏
	・ 職長の役割	9:00～9:30	
	・ 指導及び教育の方法	9:30～12:10	
	・ 作業中における監督及び指示の方法		
	昼休み	12:10～13:00	
	・ 危険性又は有害性等の調査の方法 ・ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置(リスクアセスメント)	13:00～16:40	
12月11日	・ 設備、作業等の具体的改善の方法(リスクアセスメント)	9:00～10:30	社会保険労務士 ばば事務所 代表 馬場 孝幸 氏
	・ 作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法	10:40～12:10	
	・ 作業手順の定め方		
	昼休み	12:10～13:00	
	・ 労働者の適正な配置の方法	13:00～13:30	
	・ 労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	13:30～14:30	
	・ 異常時、災害発生時における措置	14:40～15:40	
	・ 作業指示安全訓練(災害事例研究)	15:40～17:00	
	修了式	17:00～	

4 受講の申込方法

別紙申込書に正確に記入し、受講料・テキスト代を添えて11月26日(木)までに

〒383-0013 中野市中野1863-1(一社)中野労働基準協会 (TEL 0269-22-2255・FAX 0269-23-0729)へお申込みください。FAXでの申込み、受講料振込も受付けます。

締切日前でも定員に達した場合は受付を締切ります。振込先 八十二長野銀行／中野支店 普381906

5 修了証の交付

所定の時間を受講し、修了した方に、修了証を交付致します。

6 その他

(1) 申込み受付後の取消し・変更等は12月3日(木)までとし、その後の取消し及び講習会当日の欠席者には、原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還いたしませんのでご了承ください。

(2) 講習当日は受講票・筆記用具(鉛筆・消しゴム)を持参してください。